

2022年4月から成年年齢が 引き下げられます

問 地域共生推進課 ☎56-0551



お知らせ

18歳から「大人」に!

民法の改正により、4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。
現在 18歳・19歳の人は4月1日から、17歳以下の人は18歳の誕生日から成年の一員です。

成年になると何が変わる?

→保護者の同意がなくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。

契約とは「法的な責任が生じる約束」のことで、
当事者双方の合意によって成立します。

(例) 携帯電話の使用契約、クレジットカードをつくる、
アパートの賃貸契約、ローン契約など



→未成年であることを理由に契約を取り消すことができなくなります。

これまで認められていた未成年者取消権による保護がなくなり、安易に契約を交わすとトラブルに
巻き込まれる可能性が高まります。契約を交わす時は慎重な判断が必要です。



注意!

飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止、
青少年保護等の観点から、これまでと変わらず20歳です。

大人の消費者としてより良い消費者生活を送るために

正しい知識が身につく前に安易に契約を交わすと、さまざまな消費者トラブルに巻き込まれかねません。大人の消費者として、契約に関する知識やルールを学び、その契約が必要か、よく検討する力を身につけておくことが重要です。

市HPでは、これから成年を迎えるみなさんが、消費者として正しい知識を身につけるために役立つ情報を紹介しています。

もしも消費者トラブルに巻き込まれたり、困ったことが起きた場合は、長久手市消費生活センターに相談ください。専門資格を持った消費生活相談員が問題解決のために助言や情報提供を行います。

センターの連絡先や相談受付日時は、
各種相談のページをご覧ください。

